明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三八）　二

○資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三九）　六

○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（三四〇）　七

○厚生年金基金令の一部を改正する政令（三四一）　七

〔府　令〕

○資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（**内閣府**六一）　七

〔**府令・省令**〕

○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務**二）　一四

○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一四

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**四）　一五

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**七）　一五

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**八）　一五

〔**省　令**〕

○株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　一五

○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六〇）　一五

〔**官庁報告**〕

国家試験

平成二十三年公認会計士試験合格者（公認会計士・監査審査会）　一六

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　二〇

特殊法人等

農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　一五三

会社その他
会社決算公告　一五三

本号で公布された法令のあらまし

◇資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三三八号）（金融庁）

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第四九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年一一月二四日とすることとした。

◇資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三三九号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果

㈠　対象となる売付け、募集又は売出しの取扱い等に準ずる行為として、売出し及び私募の取扱いを定めることとした。（第三三条の四の二関係）

㈡　対象となる有価証券について、社債券、株券、新株予約権証券及びこれらと同様の性質を有する外国証券を規定するとともに、これらの有価証券のうち、上場有価証券等と併せて対象から除外されるものとして、有価証券報告書等の提出者の発行する社債券及び指定外国金融商品取引所の上場有価証券を定めることとした。（第三三条の四の三関係）

2　裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大

証券取引等監視委員会から財務局長等への権限の委任に関する規定の整備を行うこととした。（第四四条の五関係）